

鏡野町第3次総合計画策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年9月

鏡野町 総合政策室

## 1. 業務概要

### (1) 趣旨

この実施要領は、鏡野町第3次総合計画策定支援業務について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した優先交渉権者を特定するために行う公募型プロポーザル方式について必要な事項を定めるものである。

### (2) 業務名

鏡野町第3次総合計画策定支援業務

### (3) 業務内容

別紙「鏡野町第3次総合計画策定支援業務 仕様書」のとおり。

なお、仕様書内で規定した委託する業務の内容は、鏡野町第3次総合計画策定支援の検討に必要なと思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書をもとに、町と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

### (4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

### (5) 契約金額の上限額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ ただし、令和6年度の上限額は 6,500,000円とする。

### (6) 担当部署

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

鏡野町役場 総合政策室

TEL:(0868)54-2983(直通)

電子メール:sougou@town.kagamino.lg.jp

## 2. 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる事項とする。

- (1) 町に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿（都市・地方計画）に登録済みであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月3日政令第 16 号）第 167 条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 公示日現在から受託候補者特定の日において、鏡野町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程による指名停止及び鏡野町物品購入及び役務の提供等に係る入札参加資格審査規定による入札参加の停止を受けていないこと。

- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
  - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。
  - (6) 鏡野町暴力団排除条例(平成23年鏡野町条例第16条)第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団員等が団体の運営に関与していないこと。
  - (7) 平成30年4月以降において、総合計画策定支援業務の委託完了実績を有すること。
- なお、本社、支店、または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

### 3. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書、企画提案書などの作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

#### (1) 提出期間

令和6年10月4日(金)午後4時まで

#### (2) 提出先

I(6)に掲げる担当部署

#### (3) 提出方法

質問書【様式4】により電子メールで提出。件名に「鏡野町第3次総合計画策定支援業務に関する質疑」とし必ず受信の確認を行うこと。

#### (4) 回答方法

令和6年10月11日(金)に、鏡野町ホームページ上に掲載する。

### 4. 参加表明書及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、提出期限までに参加表明書及び企画提案書を提出すること。

#### (1) 提出期限

令和6年10月28日(月)午後4時まで(必着)

#### (2) 提出先

I(6)に掲げる担当部署

#### (3) 提出方法

持参又は郵送で提出

(郵送の場合は、書留等発送の事実を証明することができる方法。提出期限までに必着のこと。)

#### (4) 提出書類

I 参加表明関係 提出部数 正本1部 副本1部

##### ①参加表明書【様式1】

ア 提出者の必要事項を記載し、押印(代表者)すること。

イ 特定通知書の送付など、窓口となる連絡先(住所、所属、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス)を記載すること。

## ②事業者概要調書【様式2】

様式の各項目に該当する情報を記載すること。

## ③業務実績調査【様式3】

記載する件数は、総合計画・総合戦略策定支援業務それぞれ5件以内とし、完了したものを記載すること。なお、総合計画と総合戦略を同時に策定した場合は、総合計画・総合戦略の両方に記載しても構わない。また、5件に満たない場合には、空白とすること。

## II 企画提案関係 提出部数 正本1部 副本10部

### ①企画提案書（任意様式）

A4サイズで作成すること。正本は企画提案者名を記載し、副本は企画提案者名が特定できる記載はすべて削除すること。

なお、企画提案書の記載項目については、下表のとおりとする。

※ 企画提案書の提出にあたっては、内容をPDF化し保存したCD-R1枚もあわせて提出のこと。

### ②業務工程表（任意様式）

A4サイズ又はA3サイズで作成すること。ただし、A3サイズで作成する場合は片袖折りとすること。正本は企画提案者名を記載し、副本は企画提案者名が特定できる記載はすべて削除すること。業務工程表には、令和6年度業務及び令和7年度業務それぞれについて記載するものとする。

### ③提案見積書（任意様式）

提案見積書には、令和6年度業務及び令和7年度業務について作成するものとし、消費税及び地方消費税込みの金額を記載する。なお、内訳書及び明細書も添付するものとする。

【企画提案書の記載項目】

| 項目                | 内容                                                                                  | ページ数       |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ① 基本方針            | 本業務を推進する上で、現状や課題（人口減少や自主財源不足）を踏まえ、持続可能な魅力あるまちづくりを行うために、総合計画策定に係る方針を提案すること。          | 4ページ<br>以内 |
| ②地方版総合戦略          | 地方版総合戦略を包含した総合計画を策定予定であることから、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の趣旨に沿った次期総合戦略策定の考え方や明快な構成について提案すること。 | 3ページ<br>以内 |
| ③実効的な進捗管理のための制度設計 | 総合計画を行政経営の指針となる計画として効率的、効果的に進捗確認及び推進できる制度設計について提案すること。                              | 3ページ<br>以内 |
| ④独自提案について         | 本計画を策定する上で、合わせて検討することで町にとって有意義と思われる独自提案があれば提案すること。                                  | 2ページ<br>以内 |

## 5. 企画提案書等の審査

### (1) 審査方法

下表の評価項目について、「プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、下記に示す審査基準に従い審査及び評価を行う。最も得点の高かった者を受託候補者とする。最終評価点が同点であった場合は、委員会において順位を決定する。なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、基準（総得点の6割）を満たしていると判断した場合は、受託候補者を決定する。

- ・本業務に類する業務実績を十分に有しているか。
- ・業務担当者は、必要な知識、経験、能力を有し、ヒアリング時等の質問に対する回答は的確なものであるか。また、取組姿勢に熱意を感じるか。
- ・本業務の趣旨を十分理解し、本町の特性を捉えた提案内容になっているか。
- ・それぞれの計画の業務を進める上での課題と解決方法について、独自性、先進性のある提案内容になっているか。
- ・提案見積書の額が上限額の範囲内で、適当な金額となっているか。

### (2) ヒアリングの実施

期日までに参加表明書及び企画提案書等を提出した提案者を対象に、審査委員会によるヒアリング審査を実施する。

説明時にプロジェクターを使用する場合においては、町において用意した、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルを使って説明を行うものとする。

その他、ヒアリング審査の実施概要は以下のとおり。

#### 【ヒアリング実施内容】

| 項目     | 審査基準                                                                                                                                                  |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①実施予定日 | 令和6年11月6日(水)午後開催予定                                                                                                                                    |
| ②実施場所  | 鏡野町役場内 危機管理センター予定                                                                                                                                     |
| ③ヒアリング | ・1者につき40分（説明 25分以内、質疑 15分程度）を予定。<br>・ヒアリングは、事前に提出された書類を用いて行うこととし、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は不可とする。<br>・出席者は3名以内とする。<br>・ヒアリングの日時・場所等は、企画提案書を提出した提案者に別途通知を行う。 |

### (3) 受託候補者の特定

受託候補者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知し、また、受託候補者に特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知する。

### (4) 契約締結交渉

委員会において、受託候補者に特定された提案者と町は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調となったときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

### (5) 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続の完了後に公表するものとする。

## 6. 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提案価格（見積額）が、Ⅰ（5）に掲げる予算規模を超過しているとき。
- (4) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) ヒアリング審査に出席しなかったとき。
- (7) 次のいずれかの行為を行ったとき。

ア 審査会委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の提案参加者と応募内容またはその意図について相談を行うこと。

ウ 受託候補者選定終了までに、他の提案参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。

- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

## 7. 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、企画提案書等の内容をもとに本町と詳細を協議するものとする。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

## 8. その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として提案参加者に不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類はいかなる理由であっても返還はしない。
- (4) 提出された書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録、保存などを行う。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明、ヒアリング審査等に係る費用は、提案参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、事由発生後速やかに辞退届【様式5】を提出すること。なお、取下げによる不利益な取扱いはないものとする。
- (7) 本プロポーザル選考過程等により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 仕様書は、事業者選定に当たり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受託者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。

【実施スケジュール】

| 【日程】             |                             |
|------------------|-----------------------------|
| 公告               | 令和6年 9月27日(金)               |
| 質問受付期間           | 令和6年 9月27日(金)～令和6年10月4日(金)  |
| 質問回答日            | 令和6年10月11日(金)               |
| 参加表明書及び企画提案書受付期間 | 令和6年 9月30日(月)～令和6年10月28日(月) |
| ヒアリング実施予定日       | 令和6年11月 6日(水)               |
| 特定結果通知予定日        | 令和6年11月 8日(金)               |
| 契約締結             | 令和6年11月中旬                   |